

# 回 覧

平成 30 年 4 月 吉日  
交通安全協会鷺山支部

自動車運転免許証をお持ちの鷺山地区の皆様へ

平成 30 年度優良運転者表彰申請書類の配布に関して

申請及び提出書類は（詳細は裏面）、正木自治公民館にて取り扱います。

住所＝岐阜市正木 1981 番地 44

電話＝090－3455－3723（祖父江）

なお、申請書類を取りに来られたその時点にて、書いていただきます。

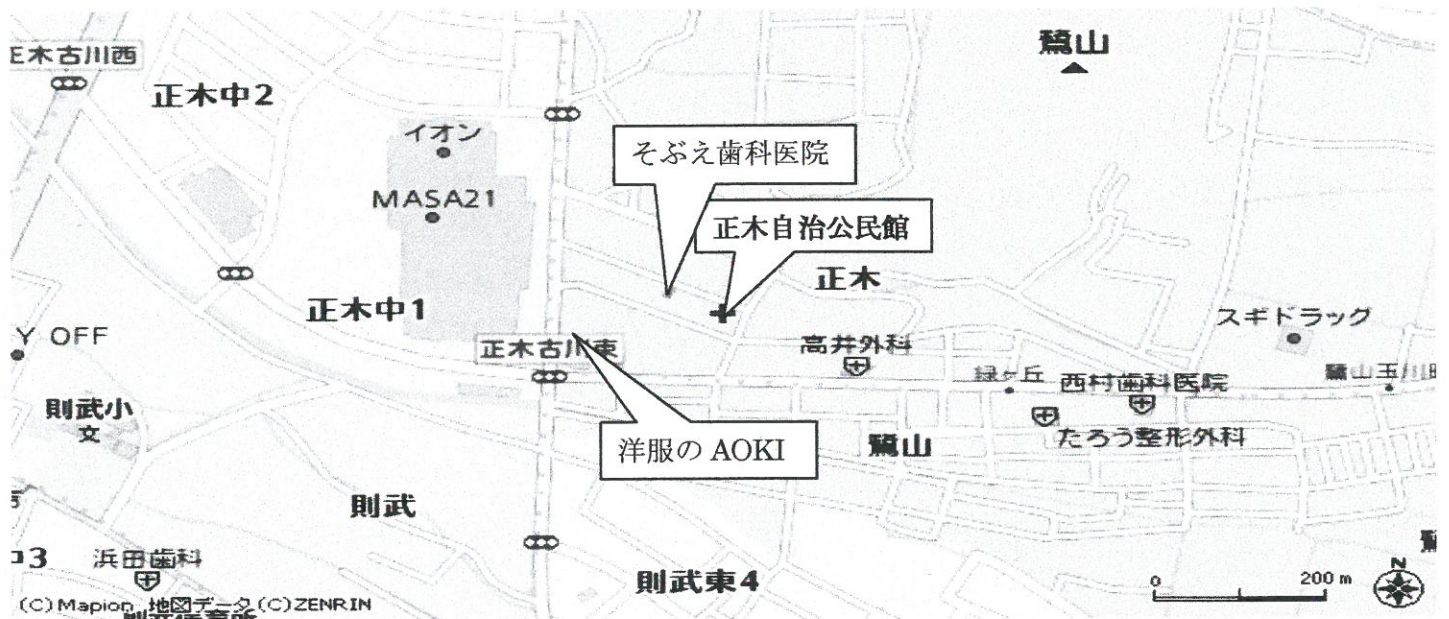
よって、『免許証及び、印鑑』を忘れずにご持参ください。

取扱い日＝4 月は 23, 24, 26, 27, 29, 30, 日の 6 日間

5 月は 1, 2, 6, 7, 8, 9, 日の 6 日間

上記の日々にちにおいて 18 時より 20 時までの時間とさせていただきます。

どうしても、その日時に無理な方は、上記電話番号に前もってご連絡ください。



お車にて来られる方は、公民館駐車場、又は、そぶえ歯科医院駐車場へ

<<1 枚重ねの裏面を必ず見てください>>

# 各 位

岐阜北地区交通安全協会

## 平成30年度優良運転者表彰の申請について

日頃、交通事故防止活動に一方ならぬご協力を賜っている皆様に厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、優良運転者等の育成による交通事故防止を目的として、例年実施しておりますが、本年も下記のとおり実施いたしますので、選考基準等に該当される方は申請してください。

### 記

#### 1 申請要領

裏面印刷の「表彰申請書」及び別紙「無事故・無違反証明書交付申請書」に記入のうえ、証明書を添えて、岐阜北交通安全協会支部役員又は事務局へ提出してください。

なお「無事故・無違反証明書交付申請書」には必ず捺印をしてください。

#### 2 申請種別及び選考基準（年数の計算は平成30年6月1日現在・表彰歴は年起算）

種 別	運転経験	無事故	無違反	表 彰 歴	授 与 者	受賞
地区模範章	5年以上 (H25.6.1以前)	5年以上 (H25.6.1以前)		—————	署長・地区協会長	該 当 者 全 員
県	模範章	10年以上 (H20.6.1以前)	5年以上 (H25.6.1以前)	地区模範章を受賞	岐阜県警察本部長 県交通安全協会長	
	優良章	15年以上 (H15.6.1以前)	5年以上 (H25.6.1以前)	模範章受賞後 2年以上経過	同 上	
	優秀章	15年以上 (H15.6.1以前)	10年以上 (H20.6.1以前)	優良章受賞後 2年以上経過	同 上	
特別優秀章	20年以上 (H10.6.1以前)	15年以上 (H15.6.1以前)		優秀章受賞後 2年以上経過	県対交協会長 (県知事)	受賞 人数 に 制限 あり
緑十字銅章	—————	10年以上 (H20.6.1以前)	5年以上 (H25.6.1以前)	優秀章又は 特別優秀章受賞	全日交安全協会長	
管区局表彰	15年以上(一般) 10年以上(職業)	10年以上(一般) 5年以上(職業)	10年以上(一般) 5年以上(職業)	銅章受賞後 2年以上経過	中部管区警察局長 中部交安協議会長	

#### 3 留意事項

- (1) 特別優秀章以上は、受賞人数が制限されていますので、申請しても全員受賞できない場合があります。
- (2) 同一表彰との重複、飛び越え申請はできませんから、選考基準を十分に確認してください。
- (3) 受賞後に違反した場合は、次段階の表彰基準を満たすのを待って上位表彰を申請してください。
- (4) 原付及び小特のみの免許所持者は、「地区模範章」のみの受賞となります。
- (5) 運転経験年数は、原付及び小特の運転経験年数を除いた年数とします。
- (6) 他府県からの転入者は、過去に他府県の表彰歴があっても、地区模範章から申請してください。
- (7) 特別優秀章以上の表彰を申請される方は、表彰申請書と無事故・無違反証明書交付（上位表彰）用申請書のほか、別紙様式「上位表彰申請者経歴書」も作成し提出してください。